

# 予 算 要 求 資 料

令和 8 年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

## 事業名 消費者の多様性に応じた相談窓口体制整備事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(内3018)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 484 千円 (前年度予算額： 354 千円)

### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳    |            |            |            |     |     |     |            |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
|     |     | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財 産<br>収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 354 | 177        | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 177        |
| 要求額 | 484 | 242        | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 242        |
| 決定額 | 484 | 242        | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 242        |

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・SDGsの「誰一人取り残さない」理念は、消費者政策に通ずるもので、消費者の多様な背景(若者・高齢者・障害の有無・母語等)を踏まえた取組みは、国の消費者基本計画の基本的な方向性であり、消費者の多様性に応じた啓発や相談窓口の整備を推し進める必要がある。
- ・消費者トラブルの啓発により、在住外国人や障がい者の消費者被害を未然に防止するとともに、被害の拡大を食い止めるためには、消費生活相談窓口の認知度向上に加え、消費生活相談の多言語対応体制の整備、相談支援専門員など障がい者を見守る人材に向けた周知が不可欠である。

### (2) 事業内容

- 県相談窓口における音声自動翻訳機の配備
  - ・県の消費生活相談窓口3箇所(県民生活相談センター、可茂・飛騨県事務所)に音声自動翻訳機を配備し、多言語に対応した相談体制を整備する。
  - ・外国人の消費者被害防止のため、関係団体等を通じて周知・啓発を実施する。
- 障がい者見守り人材向け情報提供、出前講座の実施
  - ・障がい者見守り人材と連携し、障がい者の見守り人材に対して、最新の消費者トラブルや相談窓口等を周知するための情報を発信するとともに、見守り人材向けの出前講座を実施する。
  - ・障がい者を雇用する企業等に対して、障がい者の消費者被害防止のための周知・啓発を実施する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

県内在住外国人及び障がい者への対応事業であるため、県での実施が必要である。

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

| 事業内容     | 金額  | 事業内容の詳細       |
|----------|-----|---------------|
| 報償費      | 80  | 講師謝金          |
| 旅費       | 178 | 講師費用弁償、職員業務旅費 |
| 印刷製本費    | 130 | 外国人啓発資材作成費    |
| 使用料及び賃借料 | 96  | 音声自動翻訳機レンタル料  |
| 合計       | 484 |               |

## 決定額の考え方

## 4 参 考 事 項

### (1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

5 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針2025】

施策の柱1 主体性のある消費者の育成

施策の柱2 消費者被害の救済・未然防止の強化

### (2) 国・他県の状況

外国人の増加、法定雇用率引き上げにより、依然として継続実施する必要性が高い。

### (3) 後年度の財政負担

事業の継続性について、必要な検討を実施する。

### (4) 事業主体及びその妥当性

在住外国人や障がい者の消費者トラブルの早期解決を図り、安心して消費生活を営むことができる社会の実現に向け、県が主体となって事業を実施することが重要である。

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

☐ 新規要求事業

☒ 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

消費者の多様な背景（若者・高齢者・障害の有無・母国語等）を踏まえた取組みは、国の消費者基本計画の基本的な方向性であり、県でも、消費者の多様性に応じた啓発や消費生活相談窓口の整備を進める必要がある。また、在住外国人や障がい者見守り人材等に対して、消費者トラブルの啓発及び相談窓口の周知を行い、消費者被害の未然防止、被害の拡大防止を図る。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名               | 事業開始前<br>(R ) | R6年度<br>実績 | R7年度<br>目標 | R8年度<br>目標 | 終期目標<br>(R11 ) | 達成率 |
|-------------------|---------------|------------|------------|------------|----------------|-----|
| ①見守り人材向け出前講座の開催回数 |               | 5回         | 10回        | 10回        | 10回            | 50% |

#### ○指標を設定することができない場合の理由

### （これまでの取組内容と成果）

|       |                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年度 | 相談窓口に自動翻訳機と筆談ボードを配置するとともに、障がい者見守り人材向けガイドブックの作成・配布や出前講座を実施した。こうした取組みにより、在住外国人及び障がい者の消費者トラブルの早期発見、早期解決を図ることができた。 |
|       | 指標① 目標：10回 実績：6回 達成率：60%                                                                                       |
| 令和5年度 | 相談窓口に自動翻訳機と筆談ボードを配置するとともに、障がい者見守り人材向けガイドブックの作成・配布や出前講座を実施した。こうした取組みにより、在住外国人及び障がい者の消費者トラブルの早期発見、早期解決を図ることができた。 |
|       | 指標① 目標：10回 実績：8回 達成率：80%                                                                                       |
| 令和6年度 | 相談窓口に自動翻訳機と筆談ボードを配置するとともに、障がい者見守り人材向けガイドブックの作成・配布や出前講座を実施した。こうした取組みにより、在住外国人及び障がい者の消費者トラブルの早期発見、早期解決を図ることができた。 |
|       | 指標① 目標：10回 実績：5回 達成率：50%                                                                                       |

## 2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- 3: 増加している 2: 横ばい 1: 減少している 0: ほとんどない

3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない

(評価)

2

在住外国人及び障がい者の消費者トラブルの解消につながるため、事業の必要性が高い。

- 3 : 期待以上の成果あり  
2 : 期待どおりの成果あり  
1 : 期待どおりの成果が得られていない  
0 : ほとんど成果が得られていない

3 : 期待以上の成果あり  
2 : 期待どおりの成果あり  
1 : 期待どおりの成果が得られていない  
0 : ほとんど成果が得られていない

(評価)

2

在住外国人や障がい者に消費生活相談窓口を紹介することにより、消費者トラブルの早期発見、早期解決を図っている。

- 2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている

2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている

(評価)

多様な背景に応じた啓発、相談体制の整備に向けてより高い効果が見込まれる団体等と連携して事業を実施しており、効率化を図っている。

(今後の課題)

- 誰一人取り残さない社会の実現のため、消費者の多様な背景に応じた啓発、相談体制の整備は継続的に取り組むべき必要がある。

誰一人取り残さない社会の実現のため、消費者の多様な背景に応じた啓発、相談体制の整備は継続的に取り組むべき必要がある。

(次年度の方向性)

- 多様な消費者の被害を未然に防止するため、消費生活相談窓口の認知度向上に加え、相談体制の整備、障がい者等を見守る人材に向けた周知・啓発に継続して取り組んでいく。

多様な消費者の被害を未然に防止するため、消費生活相談窓口の認知度向上に加え、相談体制の整備、障がい者等を見守る人材に向けた周知・啓発に継続して取り組んでいく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント<br>又は事業名及び所管課 | 【 課 】 |
| 組み合わせる実施する理由<br>や期待する効果 など |       |